

糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う際は、可能な限り最新の知見及び評価手法を採用すること。
また、予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、調査、予測及び評価を追加して行うなど適切に対応すること。
- (3) 対象事業について、住民等への説明を分かりやすく丁寧に行うこと。
- (4) 対象事業実施区域は学校、住宅地等に近接していることから、環境影響評価の結果によっては、当該区域の境界を変更するなど、周辺に与える環境影響を可能な限り回避又は低減するような措置を検討すること。
- (5) 事業計画及び維持管理計画の策定に当たっては、既存の同種施設の工事及び稼働の実績や環境監視結果等を反映させるとともに、その反映状況や事業規模決定等の計画策定経緯を含めて、具体的に環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）で示すこと。
また、埋立終了から廃止まで及び廃止後の緑化計画、維持管理計画等についても具体的に準備書で示すこと。
- (6) 覆土材保管場所等の設置及び管理計画を明らかにするとともに、覆土材の保管、運搬等による周辺への環境影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 環境影響を可能な限り回避又は低減する観点から、適切な埋土工法を検討するとともに、選定根拠を準備書で具体的に示すこと。
- (8) 遮水工の選定根拠、遮水シートの破損等の緊急時の措置を含めた管理計画を準備書で具体的に示すこと。
- (9) 浸出液集排水設備及び浸出液処理施設の設計、管理計画の策定に当たっては、長期的な供用による環境影響を十分に考慮すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気環境
ア 大気環境の調査及び予測に係る地点については、工事中及び供用中に想定され

る車両の交通量、周辺民家の配置状況、現地における風向特性等を踏まえて適切に選定し、必要に応じて追加すること。

イ 埋め立てられた産業廃棄物の安定化に伴い発生する硫化水素等を悪臭の評価対象として追加すること。

(2) 水環境

ア 工事の実施及び施設の存在により、濁水の発生、河川の流量の変化、地下水脈の遮断等が生じる可能性を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域が位置する地域は、水道未普及世帯が存在することから、対象事業実施区域周辺の飲用井戸等の利用状況を詳細に調査するとともに、各水源への影響について予測及び評価を行うこと。

ウ 谷田川及び河ウツ川における水質調査地点の設定に当たっては、両河川の合流点以降に存在する水田への影響及び対象事業実施区域方向からの地下水が両河川に流入する可能性等を考慮して、合流点付近を追加すること。

また、対象事業実施区域の東側に他事業者の最終処分場が存在することから両河川の上流側にも調査地点を追加すること。

(3) 地盤

土地造成計画の策定に当たっては、台風や集中豪雨等の気象条件、崩落や地すべり等の災害の可能性を十分に考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな地域であり、希少な生物が生息している可能性があるため、動物、植物及び生態系について、調査の範囲、地点、期間、調査方法等を適切に設定して調査、予測及び評価を行うこと。

なお、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改定版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）に基づき、対象事業実施区域周辺も含め調査を実施すること。

イ 最終処分場の造成に伴う樹木の伐採工事等については、歩行性小動物の行動に配慮して計画するとともに、伐採される樹木の種別、場所、面積等を年次計画で分かりやすく準備書で示すこと。

また、雨水側溝等の設計に当たっては、小動物の移動が阻害されないよう、必要に応じて落下防止対策等を講ずること。

(5) 景観

対象事業実施区域に係る眺望景観について、3地点の眺望点だけでなく、近景、中景及び遠景からの眺望点を設定し、視認の可否を含めた眺望景観の変化について調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

工事の実施に伴って伐採木等の廃棄物が大量に発生することが想定されることから、当該廃棄物の発生量とその処理方法を準備書で具体的に示すこと。

(7) 放射線の量

ア 対象事業実施区域の山林及び土壌の放射線の量を調査し、必要に応じて工事中における放射性物質の拡散及び流出について予測及び評価を行うこと。

イ 受入廃棄物、浸出液処理水、洗車排水等に係る空間線量率及び放射能濃度のモニタリング体制及び対応策について、「廃棄物関係ガイドライン(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)第2版」(平成25年3月環境省)及び既存の類似施設における取扱い等を参考として綿密に検討した上、準備書に具体的に示すとともに、住民に分かりやすく丁寧に説明すること。

3 その他

本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ関係機関と協議を行うこと。

